

(案)

平成 23 年 月 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉漁港対策協議会会長
松山 優治

鎌倉地域の漁港建設について（答申）

1 はじめに

平成 21 年 3 月 26 日の第 3 次鎌倉漁港対策協議会第 1 回会議において鎌倉市長から鎌倉地域の漁港建設に関し、「第 1 次及び第 2 次鎌倉漁港対策協議会の検討結果を踏まえ、漁業者要望案を検討材料として、鎌倉地域に建設する必要最小限の機能を有する(仮称)鎌倉漁港の具体的位置や規模・機能について、及びこの検討を基本として、地域や市民が享受できる付加すべき機能とその効果についての検討をお願いしたい。」との諮問がありました。

これを受け、第 1 次及び第 2 次鎌倉漁港対策協議会などの過去の検討結果を尊重しつつ、当協議会において〇回に亘る協議を重ね、鎌倉地域の漁業振興のためには必要最小限の機能を有する漁港を建設することが必要であるとの結論に至りました。

なお、漁港は、第一義的には漁業活動に焦点を当て、これを優先して検討すべきですが、昨今の漁業をとりまく状況を考慮しますと、漁港に漁業者以外の市民の利用など地域や市民が享受できる機能を付加することについても、現状可能な範囲で検討を行いました。

2 漁港の位置について

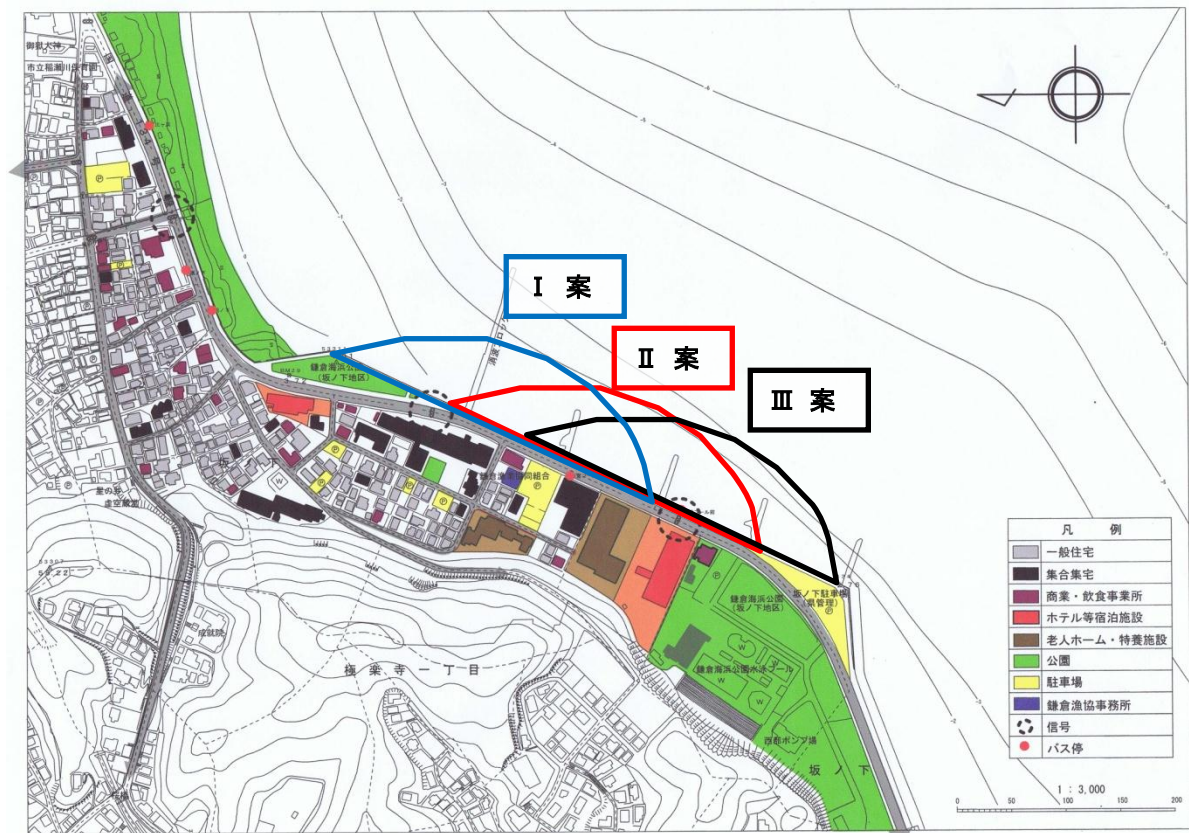
第 2 次鎌倉漁港対策協議会で提言された範囲を基本とし、新たに第Ⅰ案から第Ⅲ案までの案を検討し、「波浪・潮流」、「漂砂」、「自然環境」、「海域利用」、「市街地利用との関係」、「景観」の 6 項目を評価項目として、比較検討しました。

第Ⅰ案は坂ノ下護岸の最も坂ノ下海岸寄りであり、第Ⅲ案は最も稲村ヶ崎寄り、第Ⅱ案はそれらの中間の位置です。

評価項目についてそれぞれ検討した結果、「波浪及び潮流」については、第Ⅱ案が最も影響が小さくなります。砂の堆積及び海浜変形に影響がある「漂砂」においては、航路・港内への砂の堆積への影響では、第Ⅲ案が最も影響が小さく、海浜変形への影響では、第Ⅱ案が最も影響が小さくなります。「自然環境」については、藻場消失面積は、第Ⅰ案が最も少なく、第Ⅱ案と第Ⅲ案では、藻場の一部消失が懸念されます。

「海域利用」のうち、漁場への影響については、第Ⅰ案と第Ⅱ案は影響がなく、第Ⅲ案では一部に影響が懸念されます。次に一般の海浜・海域利用においては、第Ⅰ案が最も影響が大きく、第Ⅲ案、第Ⅱ案の順で海域利用に影響が懸念されます。そのため「海域利用」については第Ⅱ案が最も影響が小さくなります。市街地利用との関係では、市民の生活環境に配慮することが最も重要であり、その視点においては、第Ⅲ案が最も影響が小さく、市街地に近づくにつれ影響が大きくなり、第Ⅰ案が最も影響が大きくなります。「景観」については、周辺には多く

の景観ポイントがあり、どの配置案を採用した場合においても、周辺との調和した景観となるよう配慮することが重要です。



漁港建設候補地及び周辺施設

注) 半円で示した各候補地は正確な規模・形状を示すものではなくおよその位置を示したものです。

6 項目の評価項目を総合的に評価した結果、漁港の位置については第Ⅱ案とすることが適当であるとの結論に至りました。

3 漁港の機能・規模について

漁港の機能は、現在、鎌倉地域で営まれている漁業を継続するための漁港施設を配置して、これを維持することを基本とし、漁業者の意向も踏まえ、将来的な漁業規模の大きな拡大は見込まないものとします。

また、海岸利用の適正化を進めることを基本としますが、漁業者から要望がありました一部地区における海岸を利用したワカメ加工及びそれに必要な浜小屋の存置並びに既存の船揚場・網置場の継続利用については、海岸における漁業活動そのものが鎌倉の風物詩あるいは文化的な景観要素となっていることに配慮し、必要最小限の規模の範囲で認めるものとします。

漁港の規模は、今後の鎌倉地域の漁業の将来像を考慮すると、登録漁船数・漁具の量等は現状と大きな差異がないことから、漁港に移行する機能を考慮しつつ、必要最小限のものとし、用地利用等の計画を推進することが適当です。なお、若干の漁船規模の大型化については、計画の範囲内で取り込み可能であると考えます。

具体的な機能及び規模については、漁業者算出案（用地面積で約 6,600 m²）のほかに、鎌倉地域での漁船の隻数や大きさ並びに漁業種類等を考慮した場合の最大所要量（用地面積で約 13,000 m²）を算出しました。

その結果、当協議会では漁業者算出案は決して過大ではないことを確認した上で、漁港の規模について漁業者算出案を最小とし、最大所要量までの範囲において、具体的な漁港整備計画の中で決定すべきであるとの結論に至りました。

●漁港の機能及び規模について

施設等	【漁業者算出案(最小規模)】	参考【最大所要量】
係留施設 延長	160m	186m
航路・泊地面積	3,850 m ²	5,475 m ²
漁業用用地面積	6,665 m ²	13,048 m ²
必要水深	－2.5m	－2.5m

4 市民利用（付加価値）について

（仮称）鎌倉漁港の建設は、鎌倉地域の漁業振興を第一義的目的として検討することが基本ですが、鎌倉地域の漁業を市民等に広く理解してもらうためには、市民や観光客などの利用についても、必要最小限の漁港施設を整備するという範囲の中で、検討を行いました。

漁港の規模は必要最小限ということを念頭に置くと、漁港内に市民利用に特化したスペースを整備することは困難であることから、漁港施設の有効活用により市民にとって「憩いの場」となるような機能や事業について検討を行いました。

まず、漁業者の経験や知識を活用したものとして、「鎌倉の海や漁業の歴史を伝えるミニ博物館」、「鎌倉の海の季節ごとのミニ水族館」の設置や、「小・中学生などへの漁業体験教室」、「鎌倉の海の気象・海象情報の発信」、「魚の料理教室」など幅広い世代を対象とした海の啓発事業などが考えられます。このような漁業者ならではの施設の設置やイベントの開催など漁業者の経験を生かした事業を実施することで、漁業を通じた社会、地域貢献活動にもつながるものと考えます。

また、漁業活動との調整を図り、利用漁船以外の船舶の一時的な停係泊が可能となれば、新たな観光スポットの開発や一般利用の可能性が広がるものと考えます。

地元魚介類の市内への流通については、漁業者と水産物流通業者及び加工業者等が連携を図り、地元で獲れた新鮮で安心な魚介類が市民の食卓に上がる施策を積極的に展開していくことが、市民理解を得ていく上で大変重要であると考えます。

市民利用に特化したハード整備については、例えば親水護岸、遊歩道、そして展望施設などは規模の拡大や環境への負荷を考えると、このような機能を漁港に付加することは非常に難しいものと考えます。

5 その他提案された意見等

協議会のなかでは、その他にいくつかの提案や意見等が提案されました。

一点目としては、漁業と海洋レクリエーションは、地元関係者の大変な努力により共存が図られています。漁港の建設計画に当たっては鎌倉海岸の適正利用の在り方について整理していく必要があります。開放される海浜スペースの一部を例えばマリンスポーツなど海洋レクリエーションに活用したり、また漁港施設には「海釣りスペース」や「ミニボートの入出港スペース」を確保するなど比較的小規模な海洋レクリエーションに活用すること。

二点目としては、漁港建設候補地周辺の居住者等の理解がこの計画には不可欠であり、今後計画づくりを進めていく上で十分な説明が必要であること。

三点目としては、漁港の外観が鎌倉海岸の景観を損なわないような素材の採用や意匠デザインへの配慮を十分に行う必要があること、などの提案や意見がありました。

6 まとめ

鎌倉の海はこれまで漁業者の努力によって守られてきました。しかし漁業者は砂浜での人力による漁船の揚げ降ろしや漁獲物の荷捌き、浜小屋での漁具保管や網修理など、非常に厳しい環境での漁業活動を余儀なくされており、次代への鎌倉地域の漁業の継承や食の安全確保、災害時の海上輸送などのためにも漁港、「みなと」は非常に重要な施設です。鎌倉の海の豊かな恵みを後世に伝え、また海の環境を守るためには「みなと」はなくてはならない施設であると考えます。

なお、昨今の社会経済状況に鑑み、漁港建設を着実に実現するためにはその整備について段階的に行うことも検討すべきであると考えます。

今後は、この当協議会からの答申に基づき、市民の意見を十分に聴きながら漁港建設に関する合意形成を図り、より具体的な計画を策定し、鎌倉地域の漁業振興、市民の集い、そして地域への地場魚介類の流通などを担う「みなと」が早期に建設されることを強く望むものです。